

第2回審議会の意見内容と対応方針

No.	資料	ページ	項目	意見内容	対応方針
1	1-1	全般	意見に対する対応方針について	意見に対する対応方針で「記載内容を検討します。」とありますが、検討の結果、記載内容に反映させたか否かを明らかにして下さい。	別添 資料1-2 をご参照ください。
2	1-1	2	空き家、空き地について	都市環境について、近年空き地、空き家の増加が問題になっており、高槻市も増加しつつあります。空き地、空き家の現状は、雑草が生い茂り、少年等のたまり場となっている。ごみの捨て場になっている。野生動物の隠れ場になっている。物がとんでくる。匂いが発生し衛生上にも悪い。地区では、安全パトロール、地主との対話等を実施しているが、治安・防災・防犯の観点からも重要な問題であり、その取り組みについては、行政・地区自治会が一本となって取り組むべきではないでしょうか。	空家について、本市では、空家等対策計画に基づき、地域住民等から改善要望があった管理不全の空家については、所有者に対して改善指導を行い、市民の安全・安心の確保に努めているところです。 また、健全な空家については、所有者による空家の適切な管理や利活用を促進するため、セミナーの開催、宅地建物取引士による空家相談員の案内、NPO法人による空家見守り業務の案内を行うなど、地域の良好な住環境の形成に取り組んでいるところです。 今後も引き続き、関係団体と連携を図りながら、本市の実情に即した空家対策を推進していきます。 空き地については、市民や自治会から空き地における雑草の繁茂や不法投棄などのご相談があった場合には、現地確認をすとも登記簿を取得して「あき地の清潔保持に関する条例」に基づき、占有者へ適正な維持管理に努めるよう通知を発送するなど適宜指導をおこない良好な生活環境の保全に努めているところです。今後も引き続き、関係部署と連携を図りながら、本市の実情に即した空き地対策を推進してまいります。
3	1-2	全般	資料1-2について	資料1-2は補足説明資料と思われるが、本文資料3の中ではどのように使う予定か。	資料1-2は、第1回での説明資料「市域における環境の現状と課題」の中で、ご要望いただいた市域の実態に係る情報を改めて追加資料としてお示ししたものです。 なお、この内容は資料3の第2章「高槻市の環境の現状と課題」の中で一部触れています。
4	1-2	1	安満遺跡公園について	安満遺跡公園については、誰もが心地よく、憩いとやすらぎのある生活を営める生活環境をめざし、乳幼児期や障がい児も遊べるインクルーシブ遊具など、早急な検討と設置をお願いしたいです。「市民とともに育て続ける」というコンセプトをしっかりと実現してください。	今後の施策展開に係るご要望として、関係課にお伝えします。
5	1-2	4	新名神高速道路の整備について	新名神高速道路の整備については、これから高架下空間の議論も行われつつあります。近隣のよし原の保全や、騒音など、地域住民の意向や環境に配慮した計画をお願いします。	今後の施策展開に係るご要望として、関係課にお伝えします。
6	2 3	全般	資料2と資料3の関係について	資料2は資料3の21頁から26頁と同じではないか。	資料2の目標達成のための基本方針について、ご審議いただくものであり、資料3は、これらを網羅した計画素案に近いイメージとしてお示しさせていただきます。そのため、内容としては同一となっています。
7	2	全般	SDGsアイコンについて	17のアイコン（目標）のうち、記載されていないアイコンがあります。たとえば、海の豊かさを守ろうというのはありません。たしかに高槻市には海はありませんが、海とつながる川と森があります。生態系というのは行政区域ではなく、つながっています。とくに大阪湾ということ考えるとたとえ支流であっても、本流とはつながっていますので、高槻市が川と森をゆたかにすることが海を豊かにすることに貢献できるはずで、はずしたアイコン（目標）が適切であるかどうか、再度、検討できればと思います。	本市を流れる芥川や檜尾川は、淀川と合流し、瀬戸内海東部に位置する大阪湾へとその流れは続いていきます。プラスチックによる海洋汚染の原因として、上流からのプラスチックごみも問題視されています。 このようなことから、目標14の「海の豊かさを守ろう」については、「循環型社会」にアイコンを追加いたします。 その他の項目についても、改めてSDGsへの貢献内容を確認し、必要に応じて追加・削除することとしました。（4.1環境行動では③「すべての人に健康と福祉を」を削除、4.2生活環境及び4.3自然環境に⑭「海の豊かさを守ろう」を追加、4.4都市環境に⑮「陸の豊かさを守ろう」を追加、4.5循環型社会に⑯「海の豊かさを守ろう」及び⑰「陸の豊かさを守ろう」を追加、4.6地球環境に⑱「住み続けられるまちづくりを」を追加）

第2回審議会の意見内容と対応方針

No.	資料	ページ	項目	意見内容	対応方針
8	2 3	全般	SDGs目標13 気候変動に具体的な対策をについて	SDGs目標13「気候変動に具体的な対策を」とありますが、国が勝手に国防だの言って増やしているミサイルや車両を減らせば、無駄な二酸化炭素排出は減らせる。国側が勝手にやっている謎な行動で気候変動等が起こっているとするれば、それを私達にエコな活動をしろとすり替えてくるとは何という行いだ。自分達の行いをかえりみようとせず、そのしわ寄せが来ている側に、何か行動を変えろと言われても、自分達の事を棚に上げすぎだと思う。もっと自分達の責任ある行動を行うべきである。	世界中で様々な動きがあり、それぞれ目指すべき姿に向けて活動がなされています。そのような中で、地球温暖化対策は人間の存続にも関わる一つの大きなテーマであることから、より多くの人・組織にご理解とご協力をいただき、できることから具体的な活動に取り組むことが必要と考えます。
9	2	2	生活環境の基本方針の内容について	2行目「環境基準」は「排出基準」ではないか。	言葉の意味合いとして、「環境基準＝維持することが望ましい基準、行政上の政策目標」と「排出基準＝事業者が守るべき基準」となります。そのため、この文章としては、「事業に伴う排水・排気等は排出基準を満たした上で」に修正します。また、最下行は、「環境基準を十分に満たし、良好な状態であることが幅広く知られていることを目指します。」に修正します。
10	2	2	生活環境分野における基本方針について	事業者のみが発生源のような表現になっており、快適な生活環境の保全のためには市民の日常生活からも環境負荷を与える可能性を認識し、周辺環境への配慮がなされていることも必要ではないか。	快適な生活環境のためには、居住者自身の近隣への配慮も重要な要素となります。そのため、「事業活動と快適な生活環境の両立」に「市民は周辺住民の生活環境に配慮したライフスタイルの確立に努める」旨を追記します。
11	2	3	里地里山について	前回審議会における生物多様性の視点が必要との意見を踏まえ、しっかりと「生物多様性の保全」が打ち出されている。ただ、環境省の公表資料等で、「里地里山」が定義づけられていたり、「里山イニシアティブ」を海外に向けても推進しているところであるとともに、高槻市域北部は元来、里地里山であることを強調できないか。	「2.4自然環境の現状と課題－(2)森林の保全」の今後の課題を、以下の通りに見直しします。 「市域北部の森林は、里地里山として、地元の方々による生活や農林業等での利用を通じて維持・形成されてきました。しかし、今日的な社会情勢を鑑みると、森林の有する多面的機能（物質生産、水源涵養、土砂災害防止、生物多様性保全、地球環境保全、レクリエーションなど）の重要性を十分に認識し、社会全体でこれを適切に発揮できる持続的な仕組みづくりに取り組むことが大きな課題です。」
12	2	3	自然環境について	水害について、毎年のように線状降水帯が発生し、「過去最大の降雨量」とのニュースを目にします。近年の豪雨による被害の発生は、淀川や芥川、檜尾川、如是川のような河川の氾濫や、市街地の冠水など、どこにでも危険が存在しています。そこで淀川右岸の件ですが、「堤防改修工事」については、随時進んでおりますが、環境問題及び計画された流量を確保するため、川床の浚渫、河川敷に自生し大木に成長している多数の立ち木の伐採、一部積み上げられた土砂の撤去など毎年計画的に実施するよう、地区からの要望はしているが、さらに市からも国土交通省への働きかけをお願いします。	淀川の維持管理については、毎年、近畿地方整備局に対し、浚渫や樹木伐採を適切に実施していただくよう要望しておりますが、近年、全国各地で河川氾濫等の大規模な浸水被害が相次ぐ中、流下阻害となる堆積土砂や樹木の撤去は重要な治水対策であることから、引き続き強く要望してまいります。
13	2 3	3 11, 23	生物多様性の保全について	防除も大切ですが、輸入外来種の水際対策も重要です。市内においても輸入植物・動物の扱いについても地域で汚染される事がないよう対策・検討が必要と考える。	特定外来生物等への対応については、国レベルでの水際対策と各地域での防除対策が重要と考えています。現在の資料には前者についての言及がないことから、P11に「国レベルでの水際対策」について追記いたします。

第2回審議会の意見内容と対応方針

No.	資料	ページ	項目	意見内容	対応方針
14	2 3	5 17	循環型社会について	<p>循環型社会の現状あるいは課題、そしてごみゼロをめざすまちに関する事でひとつお聞きしたいことがございます。</p> <p>大阪府下全域において給食で提供される牛乳が瓶から紙パックへと今年4月より変更したことについて。</p> <p>保健給食課に確認しましたところ、開封した紙パック・プラスチックストローのごみは、現在牛乳の納品業者が回収・処分を行っており、来年度4月より市の業務へと変わる為、年内に目処をつけないといけないとのことでした。</p> <p>乳アレルギーをお持ちの児童への対応や水質汚染の観点により、リサイクルの為の分別はおろか洗浄もできないのが現状とお聞きしました。</p> <p>こうした、提供先でのリサイクルの困難な状況はあらかじめ想定できたはずであり、府下一日あたりのごみとなると膨大であり、我々市民が日常生活でこまめに分別を心がけている努力をあっという間に上回る廃棄物量であろうと推測します。</p> <p>瓶製造会社の老朽化、そして紙パックの利便性については学校より配布された手紙で理解はできましたが、製造会社の設備老朽化こそあらかじめ府下全域より対処効率が上がる刷新ができたのではないかと。</p> <p>それを選ばず新たな方法に変えたのであれば、利便性以上に”限りある資源に係る循環の輪の形成”として子供たちの環境教育の一環に繋げることも意義ある責任だと考えますし、来年4月よりその経緯も知らされぬままに廃棄物として新施設で焼却するとなりますならば、”資源の循環の適正処理”とは真逆にあると危機感を持ちました。</p> <p>日々こつこつ分別されておられるたくさんの方々の市民がいらっしゃる姿を日常において頻繁にお見かけします。3Rの推進、3者間における環境未来像と一致できるよう、自分に出来ることをと過ごされている市民の日頃の小さな努力の積み重ねと共に善い方法を選択される事を願います。</p> <p>今回、対面であれば府の委員さんにもお尋ねするつもりでしたが書面となりましたので、これまでの経緯動向、府の見解、そして本市ではどうなされるか等、詳細なご説明を頂きたいです。</p>	<p>学校給食での児童生徒の栄養量を満たすために牛乳は必要不可欠なものです。</p> <p>そのため、府学校給食会を通じて安定供給をしてもらっていましたが、府下全域において、今年4月より、それまでのリユース瓶での提供を見合わせる事になり、当方も困惑しているところですが。</p> <p>現在は、学校現場での早急な対応が困難であることをふまえ、牛乳業者が一時的な下取りを実施しておりますが、紙パックのリサイクル環境は中国の輸出規制の強化以降、年々厳しさを増していることや、古紙再生業者へ引き渡すための前処理の負担、収集運搬等の諸費用の高騰等を理由に、令和4年度以降も継続してサービスすることは困難であるという申し出があるのも事実です。</p> <p>本市としましては、来年4月以降の牛乳紙パックの処理については、学校現場の実情をふまえた上で、児童生徒及び教職員等の協力を得ながら、少しでもリサイクルを推進できるよう、府ならびに他市町村の動向を注視して、対応します。</p>
15	2	6	地球環境分野における基本方針について	<p>基本方針のタイトルが温暖化対策アクションプランをそのまま用いているため、他分野の基本方針とトーンが異なる。次の改定を考えても現時点から合わせておくほうが良いのではないかと。</p> <p>同様に、基本方針の内容がアクションプランの「取り組みの考え方」の一部を抜粋しているため、タイトルとも一致しなくなっている（自動車の記述がないなど）。アクションプランには施策が総合的に記述されており、それらを包括する表現にしてアクションプランの内容を示すべき。</p> <p>(過渡的な措置というのは理解するが、市の基本的計画であり、アクションプランで議論された内容をきちんと生かすほうが良いと思います。)</p>	<p>地球環境に係る基本方針については、「環境基本計画」の中で6つの環境分野の表現が整合していることが望ましいと考え、3項目の内容を以下の通り見直します。「温室効果ガス排出量の少ない建物・自動車等への転換」「二酸化炭素の少ない選択の習慣づけ」「気候変動への備えの充実」また、具体内容についてもアクションプランを踏まえて内容を精査します。</p>
16	3	全般	図表の番号表記について	<p>資料3中の図表ですが、番号表記やキャプションがないため、記入していただいた方が、本文中との対応がわかりやすいと思います。</p>	<p>グラフや表、写真にはタイトルを入れます。</p>
17	3	全般	年月の記載について	<p>1頁3行目「平成13年4月」とあるが以下の記載の方法では「平成13(2001)年4月」ではないか。中段第二段落で、「平成30年(2018年)4月」とあるが、「平成30(2018)年4月」ではないか。また以下、西暦のみの表記もあり、全体に統一されるほうがよい。</p>	<p>原則として西暦で記載し、必要に応じて和暦をカッコ内に表記します。なお、「環境基本計画」などの各種計画の表題としては、慣例により和暦表記します。</p>
18	3	全般	図中の文字の大きさについて	<p>4頁図表中の文字が小さくて見えにくい。以下すべての図表に共通するので、文字のポイント数を上げるよう、できれば調整して頂きたい。特に14頁の図など。</p>	<p>スペースの関係で小さい図表となっているものについては、なるべく見やすく修正します。</p>

第2回審議会の意見内容と対応方針

No.	資料	ページ	項目	意見内容	対応方針
19	3	1	趣旨について	第4章のSDGsへの貢献のところに、該当する項目が挙げられています。その項目を拾うと、目標1, 2, 5, 10, 14, 16が含まれません。SDGsの考え方は17分野すべての目標を、包括的にめざすことによって持続可能な社会が実現するとする考えです。あげられていない目標は、人権にかかわる目標です。環境基本計画ですが、人権にかかわる目標は大前提であると考えます。趣旨のところには、「多様性と包括性のある社会の実現をめざした」(15行目)とあるのですが、もう少し説明を入れていただきたいです。または、20頁計画の目標のところでもいいかもしれません。	本計画では第4章において、SDGsのどのような目標に対して、計画で掲げる基本方針が貢献できるのかを示すこととしています。このようなSDGsに係る説明が不足している部分があることから、コラム欄を設け、この概要について追記します。
20	3	1, 21, 22	質の見直しについて	大量生産・大量消費や、それに伴う労働・衣食住などのこれまでの生活の質的転換がなければ、根本的な環境問題の改善は難しいと考えます。質的見直しが求められているという観点を入れてはいかがでしょうか。	社会全体として、従前の経済成長優先から、多様な価値観を背景とした多様な目的の同時達成に移行しつつあり、その中でライフスタイルの質的転換も求められています。そのため、例えば、P21の4.1環境行動では「環境に配慮した行動の実践」を、P25の4.5循環型社会では「3Rを実践する生活スタイル・事業活動」などについて記載することで、質的転換の重要性を示しています。
21	3	2	1.2計画の位置づけについて	図の環境分野の個別計画について、現計画にある「たかつき新エネルギー戦略」及び「高槻市地域新エネルギービジョン」が省略されているが、今改正では連携はないのか	昨年度策定した「第2期たかつき地球温暖化対策アクションプラン」には、「たかつき新エネルギー戦略」及び「高槻市地域新エネルギービジョン」の内容を含めて策定することとしました。そのため、このたびの環境基本計画の関連計画には、この2つの計画は含んでいません。
22	3	2	たかつき環境行動計画について	計画は誰がどの様に定め、どのように見直しがされ周知されているのか、また当審議会が「行動計画」を定める際どう関わっていくのか。これまでの経緯とこれからの方針を具体的に聞きたい。 資料1-1-p.1に示されている通り環境の急激な変化へ柔軟に対応する為にはこの「行動計画」も環境の変化に即したものでなくてはならず、また資料2-p.1に環境目標として「市民一人ひとりがエコスタッフ」とするならば計画の策定にも市民が参加し、また策定後も市民への周知の徹底を図る必要がある。	「たかつき環境行動計画」は、「第2次高槻市環境基本計画〔改訂版〕」に定める目標達成のための基本方針に基づき、市民・事業者や行政の毎年度の取組内容をプログラムとして取りまとめたものです。各プログラムは毎年度策定・公表するとともに、年度末にその結果を取りまとめ、「たかつきの環境」により公表しています。また、この取組内容については、市民意見の募集により市民意見を把握するとともに、これを添えて環境・温暖化対策審議会に報告・審議いただき、必要な見直しを行うこととしています。
23	3	3	1.4計画期間について	「計画期間を固定せず、必要な時期に見直しを行い、次期計画を策定します。」とありますが、「必要な時期」とはどういった状況を指しているのか、曖昧で、具体的な記述にする等積極性のある表現にするべきです。	計画の見直しについては、5.2進行管理で「社会情勢の大きな変化や諸制度の重大な変更などが生じた場合には、本計画を適切に見直しすることとします。」としています。この旨を1.4計画期間に移動させ、「本計画は・・・計画期間を定めず、社会情勢の大きな変化や諸制度の重大な変更が生じた時など、必要な時期に見直しを行います。」とします。
24	3	3	1.4計画期間について	第5章5.2進行管理までしっかりと読むと、意図は理解できるのですが、この段階でももう少し丁寧な説明があるのではないのでしょうか。	計画の見直しについては、5.2進行管理で「社会情勢の大きな変化や諸制度の重大な変更などが生じた場合には、本計画を適切に見直しすることとします。」としています。この旨を1.4計画期間に移動させ、「本計画は・・・計画期間を定めず、社会情勢の大きな変化や諸制度の重大な変更が生じた時など、必要な時期に見直しを行います。」とします。
25	3	4	2.1高槻市の特性について	「産業」の記載が必要では。生活環境で事業場が出てくるのであれば、製造業が市内にあること、住宅地内にあること等の説明が必要と考えます。	後に記載している騒音問題の背景に住工混在が挙げられることから、土地利用の特徴の一つに住工混在について記載いたします。
26	3	5	2.2(1)今後の課題について	「多様なニーズ・多様な情報が世の中にあふれかえる中」のあふれかえるという表現は過剰にあふれているという意味で否定的に聞こえます。研究の進歩によって価値観やニーズの多様化することは、健全であるとも言えます。「あふれる中」の表現くらいの方が適切ではないかと考えます。	ご指摘の通り「あふれかえる」には否定的な意味合いを含んでいますが、本文においてこれを求めているわけではありません。そのため「多様な情報が世の中にあふれる中」に見直しします。

第2回審議会の意見内容と対応方針

No.	資料	ページ	項目	意見内容	対応方針
27	3	5, 6	環境行動の現状と課題について	<p>現状で述べられているが、一般市民へ理解を深めてもらうために行政として色タイイベントや広報で訴えているが、中々浸透している様にならない。そこで情報提供や活動の今後について下記を提案します。</p> <p>1. たかつきDAYSの別冊で「本市の環境特別号」を発行。高槻市には、多彩なグリーンゾーンがあることを市民に情報提供して、その保全活動を知ってもらい、参加してもらおう。</p> <p>2. 「たかつき環境行動ネットワーク」や「たかつき市民環境大学」の存在をもっとアピールするために特別号の発行をお願いしたい。</p> <p>この特別号で市内の環境行動ネットワークの各種行事を紹介して、市民の参加できるイベントを提示する。</p> <p>現在、通常号の誌面で案内されているが、ページがまちまちで市民の目には止まりにくい。よって「年間計画をできる限り詳細に発表」し、市民の参加を促す。</p> <p>高槻市の広報は、色々手立てをしてこれらのグリーンゾーンを特集して頂いているが、個々の散策や旅綴りになっていると思います。</p> <p>高槻市の「みどりのまちづくり」である、「みどりの保全」「みどりの創造」「みどりの活用」「みどりの人づくり」をこの特別号でもっとアピール出来ればと思います。</p> <p>大阪府下中核市NO.1のグリーンシティをもっとアピールすべきだと思います。</p> <p>北部の山林ばかりに眼はむきますが、「安満遺跡公園」や「芥川・檜尾川・淀川の河川敷」・「原・三箇牧・五領・阿武野の田園」など市内に多々のグリーンスポットがあり、そこに生育する生物たちの生態等に触れれば、子ども達の情操教育になると思います。</p> <p>これがあってこそ「高槻市の環境基本計画」と存じます。</p>	<p>本市の広報誌「たかつきDAYS」は、約50Pを月1回発行し、戸別配布しています。この冒頭6ページ程度は巻頭特集が組まれています。最近では原の田園風景の紹介（令和3年10月）、高槻の米作り（令和3年9月）、安満遺跡公園をはじめとする公園の紹介（令和3年6月）など、市域の自然や緑について市民に広く紹介しているところです。</p> <p>また、最近では毎月「エコクイズ」として地球温暖化に関するクイズ形式での情報発信に取り組んでいるほか、以前には「ごみ」の巻頭特集、「たかつき市民環境大学」と「市民林業士養成講座」の特集を組むなど、様々な形で環境に係る啓発活動に取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き、広報誌は市民への重要な啓発媒体であるとの認識のもと、積極的な環境情報の発信に取り組んでいきます。</p>
28	3	6	説明内容について	<p>8行目、「たかつき環境行動ネットワーク」に参画する環境保全活動団体の会員数は増加傾向にあり」とあるが、具体的に数字をもって示した方がよいのではないかと。</p>	<p>たかつき環境行動ネットワークに参画する団体の会員数は、2012年：約800人が、2020年：約1,050人となっています。この旨を本文中に記載します。</p>
29	3	7	2.3(2)の記載表現について	<p>表現が「行われている」「進められています」など、市の取組がよく分かりません。今後の課題のところも「関係者が協働して取り組むことが必要です。」とありますが、19頁のように明確に「市民・事業者・行政」がとした方がいいのではないかと考えます。また、10頁の現状の4行目に「関係部局と連携し」とあるように、市民や事業者に向けての課題だけではなく、行政が主体的に何に取り組むのかを明確にしてほしいです。これは全項目に言えます。</p>	<p>2.3(2)化学物質等の今後の課題は、事業者が主体となった取組となることから、この旨を記載しています。その他の部分については、環境の取組は、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たす一方で、各主体が協働して取り組むことが必要です。そのため、様々な表現を通して、それぞれの役割を果たしつつも協働して取り組んでいることや取り組む必要性があることを示していきます。</p> <p>なお、P7のPRTR制度による化学物質の排出量等の把握は、事業者が行い、行政に報告されています。また、農業の適正利用の啓発等は行政や事業者が行っているものです。</p> <p>また、P10(6)生活環境に係る苦情件数の現状4行目については、「苦情が行政に寄せられた際には、・・・」に表現を見直します。</p>
30	3	8	(3)騒音・振動・悪臭について	<p>企業定着促進補助金があることを記載されたい</p>	<p>市内の中小企業者に「防音、防振、防臭」対策への補助を通じて、工場操業環境と周辺住環境の両立に努めている旨を記載します。</p>
31	3	8	(3)の記載内容について	<p>現状の5行目、「そのため市では定義これを測定しており」は誤植ではないでしょうか。</p>	<p>「そのため市では定期的に測定しており」に修正します。</p>
32	3	8	説明内容について	<p>左上の図で、化学物質の排出量、移動量が、年間4万トン、5万トンという膨大な量が記されている。具体的にはどのような化学物質がどのように排出、移動しているのかの説明が必要だと考える。この表現だと市民の身近で膨大な化学物質が存在し、放出されているという危機感を持つことに繋がらないか。</p>	<p>単位は正しくは「kg」ですので、図を修正します。</p>

第2回審議会の意見内容と対応方針

No.	資料	ページ	項目	意見内容	対応方針
33	3	8	記載内容について	左側「今後の課題」の6行目について、「使用量削減や代替物質へ切り替え等に」は「使用量削減や代替物質への切り替え等に」ではないか。	ご指摘の通り、「使用量削減や代替物質への切り替え等に」修正します。
34	3	10	(6)生活環境に係る苦情件数について	今後の課題に記載している「水質に関する苦情については、～事業者の事故の未然防止やモラルの向上が今後の課題です。」について、この記載だと、不法投棄は全て事業者が起こしているような内容である。日常生活での不法投棄や学校での事故もあったことから記載内容を変更されたい。	「事業者の事故の未然防止やモラルの向上」を「事業者を中心とした事故の未然防止やモラルの向上」と修正しました。
35	3	11	(1)生態系について	「また、淀川河川敷の鶴殿には～」の記載の中に新名神高速道路の橋脚について、自然環境に考慮した点の記載があってもいいのでは。	新名神高速道路の高架部分が鶴殿を通過する際して、関係者による環境保全に係る検討が行われ、環境に配慮した建設とモニタリングが行われていることを記載しました。
36	3	11	2.4.(2)森林の保全について	森林の保全は大前提であると思いますが、活用という考えも必要なのではないかと思えます。別項目にあるかもしれませんが。	森林の保全のためには木材としての有効利用が必要であると認識しています。そのため、例えば、P12の左12行目に「資源の有効利用」として示しているほか、P23の基本方針では「市内産の農作物・林産品の積極的な消費」を記載しています。
37	3	11, 23	摂津峡・原城山について	前述に関連して、「生物多様性保全上重要な里地里山500選」に摂津峡・原城山が指定されていることを明記してはいかかか。自然環境の項で、森林や農地の適正管理や水辺環境の充実を掲げていることには賛成するが、一方で、「森林」「農地」「河川」を個別でなく、生物多様性や生態系を維持する一体的な空間として「里地里山」の概念にも言及することで、エコツーリズムや気候変動問題との連想が深まると期待する。	環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山500選」には、摂津峡・原城山、ポンポン山・本山寺が選定されていることから、これをP11(2)森林の保全の現状に追記します。里地里山の重要性については、P12の「2.4自然環境の現状と課題－(2)森林の保全」の今後の課題に記載します。
38	3	12	森林の保全の今後の課題について	「(2)森林の保全の今後の課題」について、環境計画の視点に立てば、台風被害を受けた森林を再生させることの意義として、二酸化炭素吸収機能を強調してはいかかか。実際に（新たに植林した）若い木々は成長旺盛すなわち吸収能力が大きい。台風被害は残念極まりないが、こうなった以上、森林が若返り、温暖化対策への貢献度が高まるプラス効果を果たされたい。この趣旨は「自然環境」というより「地球環境」であり、別項目での扱いかもしいないが、多面的機能の一つとして、この項で触れることでよいと思う。	北部森林の台風被害からの復旧は地球温暖化対策の面からも重要であると認識しています。そのため、(2)森林の保全の今後の課題の中で、「北部の森林においては、森林の有する多面的機能の適正な発揮、その中でも地球温暖化対策としての二酸化炭素の吸収源としての機能発揮が重要であることも念頭におきながら、今日的な情勢を踏まえた台風被害からの森林の再生が大きな課題です。」と記載します。
39	3	17	レジ袋削減について	レジ袋有料化に伴う記載が必要ではないか	北摂10市町の取組が、2020年7月の国レベルでのレジ袋の有料化に先立ち行われていたことを記載しました。
40	3	17	3Rの推進について	今年度より学校給食の牛乳容器が瓶から紙パックに変更された。府が委託している瓶の施設の老朽化が原因（市学校給食課）との事だが、本年度は使用済の紙パックを業者が持ち帰り処分するが来年度からはどのように処理するか未定と聞く。業者が持ち帰っている紙パックも本当に適切に処理されているのか疑問であるが、府の温暖化防止推進員でも3Rを勧める為、瓶のお茶“ちゃちゃ”を開発している中、学校給食と言う一番瓶の回収が容易で3Rを進めやすい場面で瓶から紙パックに移行したことに大きな疑問を感じる。老朽化はすぐに起こるわけでもなく、前もって予測もできるはずだ。何か手を打てなかったのかと不思議でならない。府の考えを伺いたい。 また、来年以降紙パックのリサイクルをどのように進めるのか。市の考えを伺いたい。毎日大量に紙パックがゴミになってしまうなど環境教育の観点から有ってはならない。また、毎回 洗浄・分別・保管した高張るリサイクルゴミを買い物の度に持って行く市民からすると行政の関わる学校給食の場で大量のごみが作り出されてしまうのでは“3R推進”等とても聞き入れられなくなる。	来年度以降の牛乳紙パックの処理については、学校現場の実情をかまえた上で、児童生徒及び教職員等の協力を得ながら、少しでもリサイクルを推進できるよう、府ならびに他市町村の動向を注視して対応します。

第2回審議会の意見内容と対応方針

No.	資料	ページ	項目	意見内容	対応方針
41	3	17	3Rの推進について	3Rに関連して、現在リサイクルとして分別しているゴミが本当に適切にリサイクルされているのか現状をお聞きしたい。店舗で分別されていたリサイクルゴミが閉店時に一つに纏められていたりするのを見かける事がある。本当に材質ごとにリサイクルされているのか。手間暇かけて分別している市民としては納得のいかないことが多い。	市内のスーパーマーケット等の店舗（事業者）の中には、ペットボトルの回収拠点としてご協力いただく等、本市の再資源化促進にご理解を頂いている店舗もございます。そのような店舗で回収したペットボトルは、新たにペットボトルとしてリサイクルされる他、衣料品等としても再利用されています。 なお、店舗が排出するごみの処理については、廃棄物処理法により事業者が処理の責務が課されていることから、それぞれの事業者にとって適した方法で処理されていると考えています。 また、各家庭からごみ集積場所に排出され、市が月2回収しているリサイクルごみに関しましては、収集・運搬等業務を委託している事業者より「リサイクルごみ日本国内再商品化証明書」の提出を受けており、再商品化の手法等を確認しております。
42	3	17, 25	3Rの推進について	左段「(2)3Rの推進」とあるが、昨今、リサイクルはエネルギーの消費や経費増大 などもあり、リデュース、リユースの2Rを重視する方向に動いている。「3R」と記述するとしても、不要なものを買わず、長年月使うようなライフスタイルの変更に力点を置いた書き方が大切だと考える。18頁「今後の課題」の所でも2Rを重視した書き方が必要だと考える。25ページについても「3R」とあるが、この点、17頁左段の点と合わせて検討して頂きたい。	今後は2Rが重視されている方向性であることを踏まえ、「Reduce+Reuseを中心とし、これにRecycleを加えた3Rの確立」という表現に見直しを図ります。
43	3	18	食品ロスの削減について	食品ロス問題については、現状をもう少し詳しい記載が必要では。また、各所で食品ロスの削減の取り組みとあるが、「各所」がどこで、どんな取り組みかがわからない。取り組み内容の一例を記載しては。	取り組み事例として、「市のエコショップ認定を得た飲食店等で小盛りやハーフサイズのメニューを導入するなど」を追記しました。
44	3	18	海洋プラスチックごみ問題について	海洋プラスチックごみ問題についても触れておくべきではないか	まちの美化は、不法投棄されたプラスチックゴミが川に流れ込み、海洋プラスチックごみとして問題になる可能性があることから、この対策としても寄与していることを追記しました。
45	3	18	(3)不法投棄対策・環境美化の状況について	今後の課題に記載している「地域での清掃には～その支援が課題となります。」について、「意識の高い人による特定地域での活動の高まり」とあるが、意識の高い人、特定地域とはどういう人、活動でどういう地域を指すのか、自治会が主体となった取り組みは意識が高くないのか。	特定地域での活動の高まりについては、活動団体などによる摂津峡・芥川等の清掃をイメージしています。 わかりづらい表現となっていますので、「自らが居住したり働く地域や愛着のある地域において、環境美化意識の醸成、その実践と支援が課題となります。」に修正します。
46	3	19	排出係数について	図中にCO2排出量とCO2排出係数が記載されていますが、グラフはCO2排出量のみの記載で、下の欄に表でCO2排出係数を記載された方がわかりやすいと思います。本文中に排出係数のことは触れられていなく、市民の方にわかりやすく誤解が生じないと思います。	グラフを排出量と排出係数に分けて記載することで見やすくします。あわせて、排出係数に関するコメント及び説明書きを追記します。
47	3	19	地球環境について	「2.7地球環境の現状と課題」は1頁以下の文章量となっている。それまでの「2.2」から「2.6」までが2ページから4頁の文章量で書かれていることと比べると、温暖化に関する力の入れ方が他の「現状と課題」の項に比べて半分以下だと読み取られてしまう。	本市においては様々な温暖化防止に向けた取組を行っていることから、これを追記するとともに、市として積極的にこれに取り組んでいることを明らかにします。
48	3	19, 26	省CO2や低炭素という表現について	CO2の削減の最終目標は脱炭素でなければならず「省CO2（19ページ）」や「低炭素（26ページ）」と言った表現は危機意識を持ちにくいと思います。意識的に強い表現に変更してはどうでしょうか。	脱炭素、省CO2、低炭素などの用語は、それぞれの意味合いは違いますが、地球温暖化対策の中での重要なキーワードであると認識しています。そのため、本計画の読者である市民の理解と共感を得るため、わかりやすい用語を用いることとしています。
49	3	20	目標達成のための基本方針について	「地球環境」の右の赤い枠の書き方が「変えて行こう」「習慣づけよう」「備えよう」となっているが、それより上の枠内の表記とそろえたほうがよいのではないか。	地球環境に係る基本方針については、「環境基本計画」の中で6つの環境分野の表現が整合していることが望ましいと考え、3項目の内容を以下の通り見直します。 ・「温室効果ガス排出量の少ない建物・自動車等への転換」 ・「二酸化炭素の少ない選択の習慣づけ」 ・「気候変動への備えの充実」

第2回審議会の意見内容と対応方針

No.	資料	ページ	項目	意見内容	対応方針
50	3	21	エコスタッフについて	「環境目標」のところに「市民一人ひとりがエコスタッフ」とあるが、この「エコスタッフ」という言葉は一般的な言葉として用いているのか、あるいは「エコスタッフ」という制度が高槻市に存在するのか。「エコスタッフ」に関する説明が必要ではないか。	環境目標である「市民一人ひとりがエコスタッフ」は、(第1次)環境基本計画・第2次環境基本計画の環境目標に記載されています。その詳細に関する説明はありませんが、市としては市民一人ひとりが高い環境意識をもって環境活動に取り組む状態を示していると考えています。
51	3	23	「良好に営まれている森林・農地の保全と創出」について	この基本方針部分に、森林や農地の適正な維持のためということで、市内産の農林産品の積極的な消費、となっています。農地保全についてはそれでいいかと思えます。しかし、林産品特に木質バイオマス(キノコ類ではなく)などの消費は、目標の4.5循環型社会や4.6の地球環境とのかかわりも強いように思えます。今の整理方法では、4.5は廃棄物に重点が置かれており、4.6はエネルギーに重点が置かれています。このことについては、それ自身それで構わないとは思いますが、木質バイオマス利用については、資源の有効利用や二酸化炭素吸収といった点からも有効であるので、その点も含めて有効であるということを市民に伝えることが何かできないかと考えました。	木質バイオマスが賦存する北部森林は、地球温暖化への対応のためにもその適切な維持管理が必要と考えています。そのため、(2)森林の保全の今後の課題の中で、「北部の森林においては、森林の有する多面的機能の適正な発揮、その中でも地球温暖化対策としての二酸化炭素の吸収源としての機能発揮が重要であることも念頭におきながら、今日的な情勢を踏まえた台風被害からの森林の再生が大きな課題です。」と記載します。
52	3	25	4.5循環型社会について	基本方針に食品ロスについての記載を検討されたい	基本方針に示す3Rに食品ロスへの対応(リデュース)が含まれることから、基本方針への記載については見送ることとします。なお、今日的に重要な課題でもあることから、当該ページの余白部分にコラム欄を設け、食品ロスについて記載することを検討します。
53	3	27	たかつき環境行動ネットワークについて	これまでどの様に市民団体や事業者が選ばれ組織されて来たのか。組織されたネットワークが市とどのように情報共有し、どのように意見交換をし、その結果をどの様に環境行動に結びつけてきたのか。柔軟な対応の為に行動ネットワークが本当に実効性のある具体的な環境行動に結びついているかを常に見直していく必要がある。今後ネットワークをどのように進めていくのか。具体的にお聞きたい。環境を取り巻く現状、特に気候変動に対しては柔軟性が必要で、一部の市だけが考え対応し解決できるようなものではない。これまでネットワークが十分に機能してきたのか、もし十分でなかった場合、今後どのようにすれば環境基本計画で定めた内容を、市民・事業者・行政の実際の行動に繋げて行く事が出来るのか考えていく必要がある。	「たかつき環境行動ネットワーク」は、「第2次環境基本計画」の策定を契機に発足したもので、同計画に定める「望ましい環境像」を実現するため、平成24年度に市内で積極的に環境活動に取り組んでおり市との協働にご理解いただいた市民団体・事業者を中心に組織されているものです。各団体においては、それぞれの目的に応じて市内で自主的に各種の取り組みをされているほか、市が主催する「エコ&クリーンフェスタ」「環境展」「たかつき市民環境大学」などを協働で実施し、環境情報の発信や市民への啓発に努められています。様々な環境課題の解決のためには、市民・事業者の活動が重要であり、市としては様々な機会を通じて環境団体の活動を支援・PRするとともに、次世代を担う人材育成の場としての「市民環境大学」や各種の環境に関する講座や体験に今後とも取り組んでいく考えです。
54	3	28	指標について	これまでの経緯で指標が決められているのであれば、変更はできないのかもしれませんが、環境行動が意識調査なのはわかりますが、自然環境については、意識調査ではなく、定量的な調査が含まれている方がいいのではないのでしょうか。市の方で定期的に行われている調査がないのかもしれませんが、野生動植物や特定生物についての生態調査の結果のようなものはないのでしょうか。市民意識は重要ではありますが、達成度が評価できるものが欲しいです。森林の管理面積の変化とか・・・	「定量的な現状把握に用いる指標」については、実態把握データに基づく指標のほうが望ましいものと考えていますが、一部は意識調査に基づく指標を残すこととなっています。なお、以前には「人工林における健全な森林の面積」を一つの指標としていましたが、平成30年台風第21号により北部森林に大きな被害が発生したことから、この指標の算出は困難な状況となったため見送っています。また、野生生物や特定外来生物に関して、定量的にその実態を毎年度に把握することは、今後の課題と認識しています。
55	3	28	方向性について	表の中の「方向性」の欄で、矢印の向きが何を示すかの注釈は必要ないか。	矢印の向きは環境にとって望ましい方向を示しており、この旨を追記します。なお、地球環境の分野(温室効果ガスの削減率)については、矢印は上向きが望ましい方向ですので、修正します。